

「省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業／革新的AI半導体・システムの開発」

～ 公募説明会 ～

2025年3月7日

ご参加いただきありがとうございます。

※マイクOFF／カメラOFFにして、開始まで今しばらくお待ちください。

※Teams表示名は公開情報となります。非公開ご希望の場合は、ブラウザからのログインでゲスト表示をしていただく等ご対応ください。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
半導体・情報インフラ部

- ご発言時以外は、マイク／カメラをOFFにしてください。
- 本説明会については、記録のため録画をさせていただきますのでご了承ください。
- ご質問は説明後にまとめてお受けいたします。
- ご質問の際はTeamsの挙手ボタンを押してください。事務局で指名致しますので、指名を受けた方はミュート解除して質問をお願いします。法人名は述べていただかなくて結構です。
- 投影資料及び本日の質疑応答内容については、後日公募HPに掲載いたします。
- 本資料は、注意すべき点について一部抜粋をして説明しておりますので、詳細については、基本計画、公募要領の記載事項をご確認ください。

「省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業／革新的AI半導体・システムの開発」

●背景

IoT社会の到来により急増した情報を活用するためには、革新的なセンサ技術などで効率的に情報を活用するだけでなく、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティング等、従来のサーバー（クラウド）集約型から情報処理の分散化を実現することが不可欠です。本事業の狙いは、増加を続ける情報量がもたらす電力問題に対して、エッジ領域での分散コンピューティングを実現することで、その解決に寄与するのみならず、省エネルギーかつ高性能で、競争力ある半導体・システム技術の実用化を推進することで、日本政府が進める我が国のデジタル・半導体産業の再興に繋げることにあります。

●目的

本事業では、高度なAI半導体及びシステムを用いることで、我が国が強みを持つ産業領域におけるデジタル化推進に伴う国際競争力の維持・強化に加え、新たな産業基盤の確立に寄与するとともに、増大を続ける情報量の効率的な処理に貢献することを目的とします。

本事業では、エッジ領域においてエッジデバイスにおけるリアルタイムの情報処理を主体に、エッジサーバを含む領域で活用するAI半導体及びシステムに関する技術の開発を行います。想定する産業領域については、産業動向、我が国の政策等から、我が国が世界に対して強みを持ち、特に産業インパクトとしての大きさを期待出来る領域として、自動運転、産業機械、医療・福祉分野を想定します。

■ 対象

エッジコンピューティングにおける生成AIに関連する専用チップの開発と、関連するシステムの開発を行うものとし、以下を達成することを目標とします。

【最終目標（2027年度）】

開発成果を組み込んだシステムレベルでの検証を行い、エネルギー消費効率あるいは電力効率（単位電力あたり性能）が、事業開始時点における同等の技術と比較し、5倍以上となることを示す。

■ 予算規模（2025年度NEDO負担額）

1件当たりの年間の助成金は、生成AIに関連する専用チップの開発のみを行う場合は5億円、加えて関連するシステムの開発を行う場合は10億円を上限とします。

（NEDO負担率：大企業は1/2、中堅・中小・ベンチャー企業は2/3）

■ 事業期間

2025年度から2027年度まで

【留意事項】

※採択先は提案1件もしくは2件を予定しています。

※国の予算等の都合により、交付決定は2025年9月頃を予定しており、当該事業期間の中で完遂できる提案で応募してください。

※審査の結果及び国の予算の変更等により、助成金は提案額から減額して交付することがあります。また、採択の際に条件を付す場合があります。

※2026年度以降の毎年度の予算規模も同額程度を予定していますが、予算案等の審議状況や政府方針変更等により、予算規模は変動することがあります。

※学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、ならびに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人およびこれらに準ずる機関）に対する共同研究費を助成対象費用とする場合は、当該研究費については定額助成します。

助成事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、企業・大学等であることが必要です。ただし、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- (1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- (2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、**自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。**
- (3) 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (4) 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める**基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うもの**であること。
- (5) 当該助成事業者が助成事業に係る**企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。**
- (6) 本邦の企業・大学等で**日本国内に研究開発拠点を有していること。**なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、NEDOの承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の総額の 50%未満です。

a. 採択審査の基準

審査項目	審査の視点
i.事業の適合性	・提案内容が基本計画及び公募要領に示す目的、目標、事業内容に合致しているか
ii.開発の新規性・優位性	・提案内容の開発内容に新規性、優位性があるか
iii.計画の妥当性	・達成目標が明確に設定されているか ・目標の設定理由や根拠が妥当で、かつ目標に対して取り組む事業内容に過不足はないか ・事業スケジュールは効率的・効果的で、実現可能なものか
iv.企業化計画	・開発成果を反映した製品・サービス等や、その展開先（販路等）の想定に具体性があるか ・企業化計画（開発計画や投資計画、事業化スケジュール等）が具体的、かつ実効性があるか ・開発成果の産業創出効果や売上見通しに実現性があるか
v.実施体制・能力	・本提案の遂行にあたり、組織内外の役割分担を明確に示し、効率的な実施体制を構築できているか ・実施にあたり必要な人員や施設・設備やその支援体制（事務処理や経営基盤等）を有しているか。研究施設の運営管理・研究支援等の実績を有しているか
vi.提案の経済性	・予算の範囲内となっており、事業に必要となる経費が適切に計上されているか ・他の事業との重複なく、妥当な予算規模か

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。
- 若手研究者（40歳以下）が主任研究者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。
- 賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
- 中堅・中小・ベンチャー企業が直接助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

2月26日（水）：公募開始

3月28日（金）正午：公募締切

4月下旬～5月中旬（予定）：審査期間

- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会については、4月24日（木）での開催を予定しています。
- 採択先選定は**非公開**で行われ、**審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません**。
- 採択審査委員会において**応募者のヒアリング審査や資料の追加等**をお願いする場合があります。
 - ヒアリング審査については、公募締切後に、具体的な依頼事項・ヒアリング日程等をご連絡いたします。
なお、ヒアリング審査を実施しない場合はご連絡いたしません。

5月中旬（予定）：採択先決定

9月頃（予定）：交付決定

- 本事業は**課題設定型産業技術開発費助成金交付規程**を適用します。（P23もご確認ください）
- 助成事業の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。
- 助成事業に関しては、採択通知後に交付申請書を提出いただき、**交付決定を経た後に事業を開始（経費計上）することが可能**となります。

【費用について】

- 助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。
- 助成対象費用について、**委託及び共同研究の助成対象費用額は、原則として助成対象費用の総額の50%未満**です。
- 委託先等から第三者への**再度の委託（再委託）は認められていません**。
- 助成事業者が、**学術機関等（※）と共同研究**を実施する場合、当該共同研究費については**定額助成**します。学術機関等が、助成事業者からの**委託先になる場合は、定額助成とはなりません**のでご注意ください。
（※）学術機関等：国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人
- 助成先の**消費税・間接経費の計上はできません**。学術機関等に対する委託費・共同研究費の場合は間接経費の積算が可能です。

委託費：助成先が、助成事業の一部を第三者に委託するのに要した経費

共同研究費：助成先が、助成事業の一部を第三者と共同で実施するために負担した経費

【取得財産の取扱いについて】

- 取扱いについては、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9、15、16条をご参照ください。
- 助成事業で取得した機械装置等の財産所有権は、事業者に帰属します。ただし、助成事業の負担額を取得価額とし、取得価額が単価50万円以上（消費税抜）の場合は、処分を制限する財産となります。処分を制限する期間（取得年月日からの年数）は「昭和53年通商産業省告示第360号」を準用する旨、交付規定に定められています。
- 助成事業では事業終了後、財産の処分により収入があった場合は、NEDOの請求に応じ収入の一部をNEDOに納付して頂きます。

【企業化状況報告書及び収益納付について】

- 助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年提出していただきます。
- 助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められた時は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

提案書類

- 別添 1 : 提案書
- 別添 2 : 主任研究者研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数
- 別添 3 : 申請者情報
- 別添 4 : ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 別添 5 : 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
- 別添 6 : 提案概要資料
- 別添 7 : 提出書類チェックリスト
- e-Rad応募内容提案書
- 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書） ※企業のみ
- 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書） ※企業のみ

※「別添 1 : 提案書」中の企業化計画書については、共同提案の場合、提案者ごとに作成してください。

※事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4で4枚程度の説明資料を作成の上、提出してください（会社概要を事業報告書として提出することは認めません）。財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

- 提案書は、斜体の注意事項や記載例に従って記入してください。
- **斜体の注意事項や記載例は削除して記載してください。**
- 項目間の行間は適宜変更して作成してください。
- A4サイズで印刷可能なサイズとしてください。
- 字体の大きさは10.5ポイントを基本としてください。
- 提案枚数制限はございませんので、審査しやすいように調整してください。
- 提案書は日本語で作成してください。
- **公募要領の審査基準に即して提案書を作成してください。**
- **平易な文章を心がけ、専門用語等については注釈を付す等、わかりやすく記載してください。**

ご注意

- 応募に際し、NEDOへの提案書提出に加え、e-Radによる登録も必要です。**委託先、共同実施先を含め、関係するすべての機関の登録が必要です。**
- e-Radの使用にあたっては、**事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。**
- **e-Radで登録手続きを行わないと本事業への応募ができません**ので、十分留意してください。所属機関の登録手続きには日数を要する場合があるので、**2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。**
- 共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。この場合、その他の提案者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。
- e-Radポータルサイト上で応募情報を入力の上、**「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードし、提案書に添付してください。**
- 入力にあたっては、以下リンクの「NEDO事業への応募の際のe-Radの手続きについて」の情報をご確認ください。
【参考】NEDO事業への応募の際のe-Radの手続きについて（https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html）
- **e-Rad上の操作については、e-Radヘルプデスクまでお問い合わせください。**

提案書作成の留意事項

NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報については審査以外の目的に利用することを禁じております。

その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。

提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。

- NEDOからweb入力フォームより入力いただいた①提案名、⑪技術的ポイント、⑫代表法人主任研究者名、⑬共同提案法人名及び主任研究者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる方がいらっしゃる場合には、⑭利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

■「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、**採択を行わないことがあります**。また、それらが採択後に判明した場合には、**採択取り消し又は減額することがあります**。

（注1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

別添1：提案書（P16「（3）その他の研究費の応募・受入状況」について）

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（以下、「指針」という）に基づき、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために、各法人の主任研究者について必要な情報を求めることとしています。
- 各法人の主任研究者（委託先・共同研究先含む）が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金以外のその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を【記載例】に沿って、記入してください。
- ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき、NEDOや採択審査委員、共同提案する他の事業者（代表法人等）に情報開示が困難な場合など、やむを得ない事情により具体的な記載が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- 主任研究者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を【記載例】に沿って、記入してください。
- 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、各法人の主任研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に報告をしている旨の誓約を【記載例】に沿って、記入してください。
- 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- 公募要領に記載の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除も併せてご参照ください。

※法人毎に作成いただき、委託先等も提出をお願いします。

※主任研究者が関わっている研究費に関する情報のみ提出してください。

※エフォートについては、主任研究者の実質的な全仕事時間を100%としてください。

【記載例】

①主任研究者：〇〇株式会社 〇〇 〇〇（氏名）

【研究費】

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/ 契約 状況	研究期間	予算額 (受入研究費額)	エフォート (%)
〇〇省 (日本)	××補助金/△△の開発	契約中	2023. 4 -2025. 3	000, 000 千円	10
〇〇財団 (日本)	××事業/△△の開発	申請	2021. 4 -2025. 3	000, 000 千円	10
××株式会社 (米国)	■の要素技術開発	契約中	2018. 4 -2023. 3	000, 000 千円	20
—	—	—	—	—	15

【所属機関・役職】

所属機関名	役職
〇×研究所	主任研究員
〇〇大学	名誉教授
××株式会社	顧問

別添5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）

●「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

● 加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

（留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

【様式】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたり(又は提案する研究開発事業に参画する研究員)の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明します。

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社 web サイト

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

提案する研究開発の概要について、分かりやすく図などを用いてまとめてください。図、文字の配分は自由です。

省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業／革新的AI半導体・システムの開発

別添 6

(テーマ名)

提案者	〇〇（株）、（委託先：〇〇（株））、（共同研究先：〇〇大学）
事業概要	

開発の背景・目的、研究開発内容を
分かりやすく図などを用いてまとめてください。
(スライド2ページ以内)

公募要領に従って「提案書」を作成し、提出期限までにアップロードを完了させてください。

提案書の提出期限

2025年3月28日（金）正午までにアップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせします。

提出先：Web入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/zm3sf6q6sg3q>

ご注意

アップロードでの提出のみ受け付けます。

他の提出方法（持参、郵送、FAX又はE-mail等）による提出は、原則受け付けません。

ご注意

- 提出書類チェックリストに記載の書類については、提出書類毎（全てPDF形式）に作成し、一つのzipファイルにまとめてください。
- 提出された提案書を受理した際には、**代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付**します。
- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が付与されます。**再提出時には、初回の受付番号を入力**してください。再提出の場合は、**再度、全資料を再提出**してください。
- 入力、アップロード等の操作途中で提出期限となり作業が完了できなかった場合は、受け付けません。特に、**提出期限直前は混雑し、入力やアップロードに時間がかかる可能性があります**ので、余裕をもって提出してください。
- 提案書に不備があり、提出期限またはNEDOが別途指定する期日までに修正できない場合は、提案を無効とします。
- 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

本事業の内容及び交付に関する質問等は
2月26日（水）から3月28日（金）正午までの期間に限り
下記宛にE-mailにて受け付けます。

※審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
半導体・情報インフラ部 前田、村山

E-mail : shoene-ai@nedo.go.jp

提案書を作成いただく上で参考となる資料です。

- **2025年度NEDO事業者説明会（2025年2月掲載）**

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shiryou.html>

- **課題設定型産業技術開発費助成金交付規程**

https://www.nedo.go.jp/itakugyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki.html

- **2024年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業
事務処理マニュアル**

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2024.html

説明は以上となります。

質問のある方は、挙手ボタンを押して下さい。
NEDOより指名されましたら、
ミュートを解除していただき、質問をお願い致します。

説明会後の質疑応答内容

No.	質問	回答
1	関係する連携先と具体的な検討を進めている段階である場合、提案書へはどの程度の粒度で記載すればよいか。	ご提案いただく事業者様それぞれに事情が異なるものと思っています。助成事業としての建付けからいって、将来的にどういった社会実装を目指すのかについて、連携されるパートナー企業様等と整合されているプランを示していただくことが最も重要です。 検討段階であっても、ある程度決まっている範囲はあると思いますので、その辺りをできるだけ具体的に記載いただければと思います。
2	募集要件のなかに「生成AI」というワードがあるが、このワードが指している内容について伺いたい。大規模言語モデルのようなものが機能するようなチップであればいいのか、文章や画像の生成といった機能を実現することなのか。	「生成AI」についてどう定義するかは、特段決めておりません。生成AIといえるどのような機能を、どう社会実装につなげていくか、様々なご提案がいただけると思っています。ご提示の2つについても、どちらが好ましいか優先であるといったことはございません。生成AIに関連したものをご認識いただきたく、その意味では自由度が高いです。 いただいたご提案から、将来の社会実装を鑑み、有望と思われるものを支援する方向で考えています。
3	ある程度までは出口戦略まで検討が進んでいるが、2年目・3年目に事業に必要な費用については厳密に読めないような状況である。提案時は概略数字を置いておき、途中で見直す、または変更するようなことは可能なのか。	今回約2年半という事業期間の中で、予算金額の見直しを行う機会は特段設けていません。ただこれまでの助成事業において、実施内容の性質に応じて加速を行うケースや、逆に少額で済みそうとなったときに、返還いただくということではなく、更なる実施内容の精査を行ったケースはございます。
4	e-Rad登録について、共同実施者や委託先など様々な連携先がある場合、全ての機関でこのテーマに関する登録が必要ということか。	ご認識の通りです。助成金が配分される組織・機関の全てについて登録いただくことが必要です。全機関をe-Radに登録していただき、その結果1つのPDFファイルとしてダウンロードしたものを、提案書に添付していただきます。